

# 統計で見る京丹後の実態

平成24年中の市内の火災発生状況や救急救助活動など、消防・防災に関する各種の統計調査結果をお知らせします。



消防長 吉田 健 昨

## 東日本大震災を教訓に地域防災強化

昨年は、全国各地で東日本大震災の教訓を受け、地域防災の強化を目指した1年となりました。京丹後市では、残念ながら火災によって3人の方が亡くなられ、また、府内でも祇園や亀岡で多数の傷病者が発生する交通事故が起こりました。災害はいつでもどこでどのように発生するか分かりません。多様化する災害に対応し、市民の皆さんが安心して暮らせる「まち」を目指して、職員一同全力で取り組んでいきます。

# 消防の広場

# 119

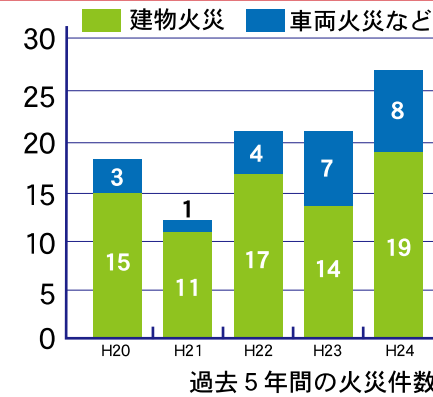
火事・救急・救助

付けていますか  
住宅用火災警報器

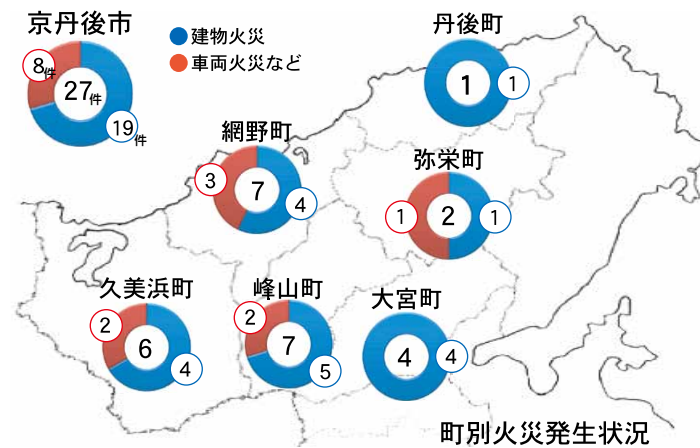
月に一度は動作点検

過去5年で最多発生  
**27**件

## 火災で死者3人、負傷者6人



平成24年中の火災件数は27件で、前年に比べ6件増加し、過去5年間で最多となりました。火災種別で見ると、建物火災が19件（全火災の70%）、車両火災が5件（同18%）、林野火災が2件（同7%）、その他火災が1件（同3%）でした。



火災による死者は3人で、2月に発生した建物火災によるものでした。また、負傷者は6人でした。**不注意による火災多数**  
主な火災原因として、天ぷら鍋に火をかけたまま放置した例や、石油ストーブの給油の際に灯油が漏れ出した例など、不注意によるものが多数ありました。火気の取り扱いに注意することはもちろん、住宅用火災警報器を正しく設置し、もしものときに備えて作動点検も行いましょう。

# 救助

約5割が祝休日の出勤  
**38**件

## 交通事故、水難事故がほとんど

救助出動件数は38件、救助人員は24人で、ともに前年比8件（人）減となりました。事故種別ごとの主な出動件数は、「交通事故」が22件（全出動件数の57%）、次いで「水難事故」が7件（同18%）となっています。また、救助の要請は、祝休日が多く（18件）、全出動件数の47%を占めています。休日には海水浴などに出かける際は、交通事故に注意するとともに、波が高いときは絶対に海に入らない、小さな子供から目を離さないなど、事故を未然に防ぎましょう。

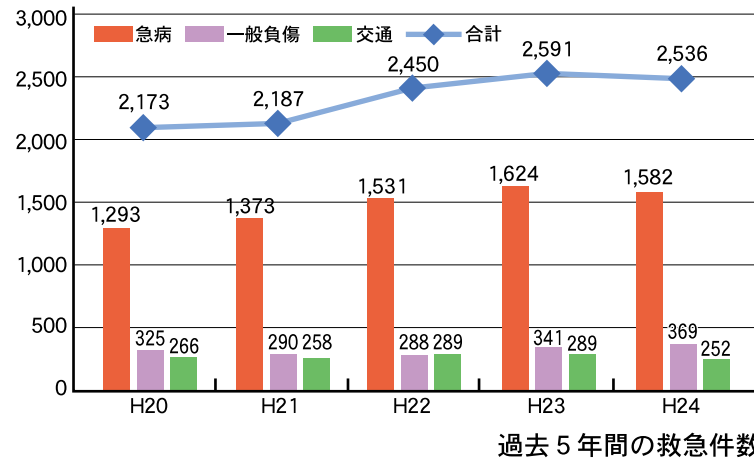


▲署内火災防御訓練の様子

## 急病の出動が大多数

救急出動件数は2,536件で、前年に比べ55件減少しましたが、過去最多を記録した前年に次ぐ、過去2番目に多い出動件数となりました。事故種別ごとに見ると、「急病」が1,528件（全出動件数の62%）と最も多く、次に「一般負傷」の369件（同14%）、「交通事故」252件（同10%）となっており、この3つの事故種別で全出動件数の86%を占めています。搬送人員は2,372人で、このうち1,012人（42%）が、入院を必要としない軽症者でした。これは全国平均の50%を下回る数値です。緊急を要する方のために、今後も引き続き救急車の適正利用をお願いします。

前年比55件減  
**2,536**件



ドクターヘリも活用して

ドクターヘリの、平成24年中の要請件数は67件で、搬送人員は50人でした。ドクターヘリは、公立豊岡病院を基地病院として平成22年4月に運航を開始。京丹後市の総要請数は、これまでで約200件となっています。今後もドクターヘリを有効活用し、救命率の向上や後遺症の軽減のため、全力で取り組んでいきます。

## 問い合わせは62-0119番へ

119番受信件数は3,540件でした。このうち、携帯電話からの受信件数が、全受信件数の24%を占めました。問い合わせ、いたずらなどの「目的外」の受信が825件（全受信件数の23%）でした。119番は緊急通報専用の電話番号です。本当に命にかかわる通報が受信できないこともありますので、問い合わせなどは、「62-0119番」へおかけください。

2割強が目的外  
**2,536**件



▲保育園児の消防署見学を受け入れ

## 火災による死者「逃げ遅れ」が最多

近年の住宅火災による死者の発生状況を経過別に見ると、「逃げ遅れ」が最も多く、全体の約6割を占めています。また、死者の発生状況を時間帯別に見ると、火災件数は起床時間帯が多い一方で、火災死者数は就寝時間帯に多く発生しています。つまり、就寝時間帯が、昼間に比べて人命の危険性が高いと言えます。

## 火災警報器は「寝室」に設置を

このため、住宅用火災警報器の設置場所は、必要最小限で高い効果が得られる「寝室」に設置することとされています。また、寝室が2階以上にある場合は、「階段室」にも設置することになっています。これは、火災の煙が階段室に集まりやすいこと、寝室が2階以上にある住宅のほとんどは、階段が唯一の避難経路になるからです。なお、京丹後市火災予防条例では、「台所」にも住宅用火災警報器の設置を義務付けています。正しく設置して、自分たちの「大切な命」を火災から守りましょう。